平成２８年（フ）第１９号
北海道旭川市忠和５条１丁目６番11号　コーポ純　202
債務者　曽根　一治
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
山口県下関市菊川町大字下岡枝374番地３　星の家すばる、前住所山口県下関市王司神田６丁目４番５号
債務者　川平　憲正
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三好　晃一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８３７号
千葉県松戸市上本郷3109番地
債務者　前田　　亙
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７号
愛知県みよし市三好町蜂ヶ池29―265　ひかりグリーンハイツ１－Ｃ号、住民票上の住所名古屋市天白区植田２丁目107番地　アーバンドエル植田　１号棟101号
債務者　ビーボーンこと　三浦　直登
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
北海道帯広市西15条南10丁目１番地41　コーポサンフル206号室
債務者　村上　　武
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　彬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
石川県能美市宮竹町イ125番地
債務者　藤本鮮魚店こと　藤本　健治
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　藏石
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３７号
宮城県遠田郡美里町字藤ケ崎町160番地　コーポハピネスＡ101号
債務者　鈴木　　操
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
宮城県気仙沼市茗荷沢81番地３
債務者　大澤　重成
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第３１号
群馬県みどり市笠懸町鹿164番地
債務者　阿部さおり
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３３号
群馬県桐生市広沢町間ノ島296番地の４
債務者　新井　　仁
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３５号
群馬県桐生市東１丁目３番29号
債務者　丸山　敏子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５５号
新潟市西区五十嵐２の町9143番地93
債務者　中村　　学
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６３号
新潟市西区松海が丘１丁目５番６号　本間マンション103
債務者　青木　　敏
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２号
新潟市秋葉区荻島１丁目15番15号
債務者　荻原　悦子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９８号
新潟市西蒲区石瀬1100番地　悠々の杜岩室
債務者　有沢　義治
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２３号
新潟市北区早通南５丁目１番18―31号
債務者　佐竹　有紀
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０１号
石川県白山市西柏２丁目１番地８、従前の住所石川県白山市村井東１丁目２番地１　村井団地県営住宅８号棟４号室
債務者　和田　未来（旧姓丹保）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
金沢地方裁判所民事部